

# 発 注 書

№ \_\_\_\_\_

年 月 日

株式会社 安江工務店 宛

ご発注者名 ◎ 連帯保証人 ◎

ご住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

建築工事請負契約約款に基づき下記の通り発注いたします。

### 記

1. 工 事 名 称 \_\_\_\_\_

2. 工 事 場 所 \_\_\_\_\_

3. 工 事 期 間(予定) \_\_\_\_\_ 年 月 日より \_\_\_\_\_ 年 月 日

4. 工事価格(消費税を除く)	金	円也
取引に係る消費税	金	円也
合 計 額(請負代金)	金	円也

5. 内 訳

工 事 項 目	単 価・数 量	金 額
工事価格(消費税を除く)		
取引に係る消費税		
合 計 額(請負代金)		

6. 合計額(請負代金)の支払方法 お振込み等にてお願い致します

時 期	予 定 日	金 額	時 期	予 定 日	金 額
契約締結時	年 月 日	金 円也	時	年 月 日	金 円也
時	年 月 日	金 円也	時	年 月 日	金 円也

7. 請負代金以外の発注者の諸費用

項 目	金 額	項 目	金 額
実 施 設 計 料	○		
ロ ー ン 申 請 料	○		
コーディネイト料	○		
諸 費 用 合 計			

※○印は、消費税の課税対象です。課税対象項目は、消費税相当額を含んだ金額です。  
 ※上記諸費用のお支払いは、本契約締結の時までとします。

- 8. 本契約に係る消費税は、全額発注者の負担とします。
- 9. 本契約は、受注者からの受注書の提出をもって成立します。

以上

金額単位万円	
1-200以下	200円
200-500以下	500円
500-1,000以下	1,000円
1,000-5,000以下	5,000円
5,000-10,000以下	10,000円
10,000-30,000以下	30,000円

# 受注書

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

様

受注者  
 株式会社安江工務店  
 名古屋市中区栄2丁目2-23 アーク白川公園ビルディング  
 電話 0120-177-177

建築工事請負契約約款に基づき下記の通り受注いたします。

## 記

- 工事名称 \_\_\_\_\_
- 工事場所 \_\_\_\_\_
- 工事期間(予定) 年 月 日より 年 月 日 \_\_\_\_\_
- 工事価格(消費税を除く) 金 \_\_\_\_\_ 円也  
 取引に係る消費税 金 \_\_\_\_\_ 円也  
 合計額(請負代金) 金 \_\_\_\_\_ 円也

### 5. 内訳

工事項目	単価・数量	金額
工事価格(消費税を除く)		
取引に係る消費税		
合計額(請負代金)		

### 6. 合計額(請負代金)の支払方法 お振込み等にてお願い致します

時期	予定日	金額	時期	予定日	金額
契約締結時	年 月 日	金 _____ 円也	時	年 月 日	金 _____ 円也
時	年 月 日	金 _____ 円也	時	年 月 日	金 _____ 円也

### 7. 請負代金以外の発注者の諸費用

項目	金額	項目	金額
実施設計料 ○			
ローン申請料 ○			
コーディネート料 ○			
諸費用合計			

※○印は、消費税の課税対象です。課税対象項目は、消費税相当額を含んだ金額です。  
 ※上記諸費用のお支払いは、本契約締結の時までとします。

- 本契約に係る消費税は、全額発注者の負担とします。
- 本契約は、受注者からの受注書の提出をもって成立します。

以上



# 建設工事請負契約約款

## (館舎滅失の原則)

第1条 注文者（以下「甲」という。）と株式会社安江工務店（以下「乙」という。）とは、互いに協力し信義を守り、契約書、この建設工事請負契約約款および設計図書等に基づいて、誠実に工事請負契約（以下「本契約」という。）を履行します。

## (工事場所の権利の表明)

第2条 甲は、乙から請求があるときは、工事場所が甲の所有の場合には、その所有を証する登記簿謄本その他の書面を、工事場所が甲の所有でない場合には、所有権の工事承諾書または甲の工事権限を明らかにする書面（借地の場合は借地契約書等）を、乙に提出して、工事場所に関する甲の権利を説明します。

## (一括委任・下請負の承認)

第3条 乙は、乙の責任において、工事の全部または一部を一括して乙の指定する者に委任し、または附け負わせることができ、甲はあらかじめこれを承諾します。

## (権利義務の帰属禁止)

第4条 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡することはできません。また、甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約の目的物、工事材料、工事設備を第三者に譲渡若しくは貸与し、または担保の用に供することはできません。

## (連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、乙に対し、甲の乙に対する本契約から生ずる請負代金その他一切の債務について、甲と連帯して保証します。乙は、連帯保証人の信用状態の悪化等によりその適格性を欠くと判断したときは、甲に対し、連帯保証人の追加・変更を求めることができます。

## (請負代金の支払い)

第6条 甲は、請負代金（請負代金以外の諸費用を含む。以下同様）について、前払いまたは部分払いの約定があるときは、乙に対し、約定の期限までに乙の指定する方法によって支払います。甲は、第12条第1項の完成検査が終了したときは、支払い期限に別段の約定がある場合を除いて、直ちに、乙に対し請負代金の残額全額を乙の指定する方法によって支払います。

## (請負代金の変更)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、甲および乙は相手方に請負代金の変更を求めることができます。

- (1) 第9条により工事の変更または追加があったとき。
  - (2) 第11条または第15条第3項により工期の変更があったとき。
  - (3) 支給材料・貨物品について品目、数量、受渡期間、または受渡場所の変更があったとき。
  - (4) 工期内に予測することができない法令の制定・改廃・経済事情の激変等により、請負代金が明らかに適当でない認められるとき。
  - (5) 一時中止した工事または災害を受けた工事を継続する場合において、請負代金が明らかに適当でない認められたとき。
2. 請負代金の変更をするときは、甲・乙協議して書面をもってその金額を定めます。なお、工事の減少部分については工事費内訳明細書の準拠により、増加部分については時価によるものとします。

## (現場代理人)

第8条 乙は、工事施工に関する現場事項を処理するための責任者として、現場代理人を定めることができ、これを定めたときは速やかに甲に連絡します。

2. 現場代理人は、整理技術者および主任技術者を兼ねることができます。

## (工事の変更・追加)

第9条 乙は、工事の施工に当たり、天災地変・天候不良・法令に基づく許認可等の遅延その他やむを得ない事情があるときは、甲に対し、工事の変更または追加を求めることができます。

## (工事の着手期日)

第10条 本契約の工事の着手期日は、法令に基づく許認可等を受けた後（住宅金融支援機構等の公的機関の融資を利用する場合には、貸付予約通知書等による工事着手の許可に関する所定の書類受領後）に予定されている期日をいいます。

## (工期の変更)

第11条 乙は、工期内に工事を完成することができないことが判明した場合は、速速なく甲に通知し、その事情を説明して工期を変更することができます。前項の場合には、工期の変更について、甲・乙協議のうえ書面によりこれを定めます。第18条及び第19条第1項によって、工事が中止されたときは、工期は当然に変更となり、工事再開の際に、甲・乙協議のうえ書面により新たな工期を定めることとします。

## (完成検査)

第12条 乙が工事を完成させたとき、甲の立会いによる完成検査を行い、甲は、直ちに工事内容の承認を行います。前項の完成検査において、工事に契約不適合が認められた場合は、乙は速やかにその補修工事を行います。甲が、第1項の完成検査に立会わないときでも、異議なく工事成果の引渡しを受けたときは、工事の完成を承認したものとみなします。

## (引渡し拒絶)

第13条 乙は、引渡しの先履行を合意した場合を除いて、甲から請負代金全額を支払うまで、工事成果の引渡しを拒むことができます。前項の場合に、乙が自己の物と同一の注意をもって管理しても、なお工事場所ないし工事成果に損害が生じたときは、その損害は甲が負担します。また、引渡しまでの間、管理のために要した費用は甲の負担とします。

## (遅延損害金)

第14条 乙がその責任に帰すべき事由によって約定の引渡期限までに工事成果の引渡しができないとき（引渡しを要しない工事は工事完成日までに工事を完成させないとき）は、甲は乙に対し、遅滞1日について、未完成工事部分の請負代金相当額（請負代金から工事出来形部分の請負代金相当額を控除した額）に対する2000分の1の割合による遅延損害金を請求することができます。なお、この遅延損害金は、乙の責任に帰すべき事由によって工期の変更がなされた場合には、変更された工期を基準として適用します。甲が請負代金その他の支払いを遅滞したときは、乙は甲に対し、年利14.6%の割合による遅延損害金を請求することができます。

## (第三者への損害)

第15条 工事の施工に当たり第三者に損害を与えたときは、甲・乙協力して解決にあたり、これに要した費用は乙の負担とします。ただし、甲の責任に帰すべき事由によるときは、甲の負担とします。工事の施工に当たり第三者との間に紛争が生じたときは、次の各号にしたがって解決にあたります。

- (1) 工事の騒音・振動の原因として生じた紛争は、乙がその解決にあたり甲・乙協議のうえ必要な措置をとります。
  - (2) 日照障害・眺望障害・風害・電磁障害等に関する紛争、境界紛争、敷地の利用形態を原因として生じた近隣関係に関する紛争は、甲がその処理解決にあたり甲・乙協議のうえ必要な措置をとります。
  - (3) その他の第三者との間の紛争は、甲・乙協議のうえ必要な措置をとります。
3. 乙の責任に帰することのできない事由によって前二項の損害または紛争が生じたときは、乙は、甲に対し、工期の延長を請求することができます。延長の内容については、甲・乙協議のうえ書面によりこれを定めます。

## (不可抗力等による損害)

第16条 天災地変・風水害・火災等の不可抗力、その他乙の責任に帰することができない

事由によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入済の工事材料等に損害が生じたときは、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告します。前項の損害については、保険等によって損害を補填できるときは、まずこれによって損害を補填し、これによって補填できない損害については、甲の負担とすることを原則として、甲・乙協議してその取扱いを定めます。

## (損害保険)

第17条 乙は、工事中、工事の出来形部分および工事現場に搬入した工事材料等に火災保険を付します。なお、甲の支給材料等については、甲・乙協議して定めます。前項の付保期間は、甲への工事成果の引渡しまで（引渡しを要しない工事は工事完成まで）とします。

## (甲の解除権)

第18条 甲はやむを得ない事由があるときは、本契約を解除することができます。甲は、これによって乙に生じる損害を賠償します。甲は、次の各号の一に定める事由があるときは、本契約を解除することができます。この場合、甲は、乙に対し出資の賠償を求めることができます。(1) 乙が建築法の許可を取り消されたとき、または、その許可が効力を失ったとき(2) 乙が支払を停止する（資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど）などにより、乙が工事を履行することができないおそれがあるとき(3) 乙が本契約に違反し、本契約を継続できない事由が生じたとき。

## (乙の中止・解除権)

第19条 乙は、次の各号の一に定める事由があるときは、工事を中止することができます。(1) 甲が前払いまたは部分払いの支払いを遅滞し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払いに応じないとき。(2) 工事に未確定の設計・仕様・家具備品等がある場合、その他甲の指示・決定がなければ工事の進行ができない場合に、甲が正当な理由なくその確定協議に応じないとき。(3) 甲が正当な理由なく本契約に定める協議に応じないとき。(4) 甲の請負代金その他の金銭債務の支払いについて、信用上の不安・懸念を生じさせる事由があるとき。乙は、次の各号の一に定める事由があるときは、本契約を解除することができます。

- (1) 前項による工事中止の期間、または甲の責任に帰すべき事由による工事の遅滞なし中止の期間が、工期の3分の1の期間以上となり、または2か月以上となったとき。
  - (2) 甲が工事を著しく縮小したため、請負代金が3分の1以上減少したとき。
  - (3) 甲が銀行取引停止処分、差押・仮差押・仮処分、公私訴訟の滞り処分を受けたとき。
  - (4) 甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
  - (5) 甲が本契約に違反し、本契約を継続できない事由が生じたとき。
3. 乙は、前二項の場合に、甲に対し損害の賠償を求めることができます。

## (解除後の処理)

第20条 本契約が第18条または第19条第2項によって解除されたときは、甲が乙に対してそれまで支払った請負代金と、乙がそれまでに行った工事出来形部分に相当する請負代金額との差額を、甲・乙にて精算します。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。前項の解除の場合には、乙は甲に対し、工事の出来形部分を引渡します。この場合には、甲において、乙に対する支払い分があるときは、工事の出来形部分の引渡しについて、第13条を準用します。第1項の解除の場合には、甲・乙が協議のうえ、甲または乙に属する物件について、それぞれ期間を定めてその引取り、あつぎ付け等の処理を行います。前項の処理の履行が遅延したときは、催告してもなおその履行が行われないうちは、相手方は代わってこの措置を行い、その費用を請求することができます。

## (工事障害事由の連絡・協議)

第21条 乙は、次の各号の一に該当する事由を知ったときは、速やかに甲に連絡してその後の措置を協議することとします。(1) 工事場所内工事の完成に重大な影響を及ぼすおそれのある事情が発見され、または生じたとき。(2) 工事場所の地震等その他完成した工事（建物）の安全に影響を及ぼしかねない事由が発見され、設計・仕様の変更を検討する必要があるとき。(3) 工期に影響する重大な事情が生じたとき。(4) その他工事場所ないし工事に関し甲の権利義務に影響する重大な事由を知ったとき。

## (有効期間)

第22条 本契約締結の日から6ヶ月以上経過しても工事の着手ができない場合には、甲および乙は、請負代金前の変更の協議を求めることができます。この場合に、甲・乙において、請負代金額の変更について合意が成立しないときは、甲または乙は、本契約を解除することができます。解除後の処理については、第20条を準用します。

## (印紙税の負担)

第23条 本契約および本契約に付随して作成される契約書に対する印紙税は、甲・乙各自が負担するものとする。

## (反社会的勢力等との取引の排除)

第24条 甲および乙は、各々次の各号のいずれにも該当しないことを確認するとともに、将来にわたっても該当しないことを誓約します。万が一、相手方が次の各号の一にあたるときは、何らの催告を要しないで、この契約を解除することができます。(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、右翼、えせ同団体その他の反社会的勢力（以下これらを総称して反社会的勢力等という）である場合、または反社会的勢力等であった場合(2) 取締役、監査役、相談役、顧問、代表者もしくは実質的に経営権を有する者（以下これらを総称して「役員等」という）が反社会的勢力等である場合、または反社会的勢力等であった場合(3) 反社会的勢力等への資金提供を行った場合、または反社会的勢力等と密接な関係がある場合（役員等が行った場合または実際がある場合も含む）(4) 暴力団ないし威力的な犯罪行為を行ったとして相手方または会社に認識され、もしくは報道その他の方法により一般的に認識された者（役員等が認識された者である場合を含む）である場合、またはこの事とかわり、つながりのある者（役員等がつながりのある者である場合を含む）である場合(5) この契約を履行するために締結する他の契約の相手方が前4号のいずれかに該当する場合、またはこの契約の履行に関連して反社会的勢力等を利用した場合(6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力等である旨を伝え、または自ら関係者が反社会的勢力等である旨を伝えた場合

2. 前項の規定により甲または乙がこの契約の全部または一部を解除した場合、第20条の規定を準用します。ただし、当該解除に基づいて相手方に損害が生じたとしても、一切賠償はしないものとします。

## (管轄裁判所)

第25条 本契約について紛争が生じたときは、乙の本居所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることを合意します。

## (契約外事項)

第26条 本契約約款に定めなき事項については甲・乙互いに誠意をもって協議して定めることとします。

以上